

生浜地区にお住いの皆様へ



生浜地区地域運営委員会 長 長嶋健一
生浜地区部会防災部会長 秋葉光重
生浜地区連協 各町内自治会長
生浜地区 各避難所運営委員長

＜★千葉市総合政策局危機管理部危機管理課・防災対策課に事前確認済み＞

高潮時の避難所への一部を除く避難不可について（周知・共有）

平素は生浜地区の諸施策にご理解ご協力頂き御礼申し上げます。

さて表記につき、昨年5月の「指定緊急避難場所の避難種別の見直し」並びに本年5月30日に千葉市で決定し公表された「想定最大規模の高潮における避難の方針について」はホームページや市政だより等で案内されていますが、地域住民や運営委員等災害時の関係者においてその認識に温度差がある為、この度生浜地区として以下のとおり周知・共有させていただきますので、高潮時の避難にご留意頂きますようお願い致します。

記

1. 高潮発生時或いは発生が予測される場合には、生浜地区の

以下の避難所には避難できません（避難所の開設はできません）

生浜高等学校、生浜西小学校、生浜小学校、生浜中学校、生浜公民館

→昨年の避難種別の見直しに伴い、高潮・洪水時は避難不可に変更となる

2. 高潮発生メカニズム

- (1) 気圧低下による「吸い上げ効果」：1ヘクトパスカル下がる毎に海面が1cm上昇
- (2) 風による「吹き寄せ効果」：気圧が低く風が強いほど上昇

3. 台風接近や上陸時の留意点

台風が千葉市に接近する場合は、高潮の発生する可能性があります。

皆さんが最も避難したい状況と推察される、台風が接近し、
高潮の発生が予測される場合には、**自主避難を含めて
前述の「5箇所の避難所には避難できません」**



4. 高潮時の避難方法

- (1) 自分の身は自ら守る＝日頃より事前に高潮時の避難方法の計画をしておく
- (2) 早めに避難する＝台風接近前の早い段階から避難する
- (3) 具体的な避難方法
 - ① 安全を確保できれば、在宅避難や車中避難
 - ② 安全を確保できれば、親戚や友人宅での在宅避難や車中避難
 - ③ 高台に避難（生浜地区で言えば、生実・南生実・おゆみ野などの高台）
 - ④ 間に合わなければ安全確保可能な高い建物（※1）に避難
（※1：想定される浸水深より高い建物）

以上